

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

お知らせ

令和6年能登半島地震災害義援金の受付について

令和6年能登半島地震により、石川県を中心に甚大な被害が発生しています。この災害で被災された方々を支援するため、次のとおり義援金を受け付けております。

■義援金の名称
令和6年能登半島地震災害義援金

■募集期間
令和6年12月31日(火)まで

■受付場所 保健福祉課

■担当
日本赤十字社北海道支部
下川町分区

■事務局

保健福祉課 福祉係

☎ 4-2511

内線123

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の人は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象者

本人の所得が一定額以下(※)の学生(※)が対象となります。なお、家族の人の所得の多寡は問いません。

※本人の所得が一定額以下とは

本年度の所得基準(申請者本人のみ)

128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

※学生とは

大学(大学院)、短期

大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する人で夜間・定時制課程や通信課程の人も含まれ、ほとんどの学生の人が対象となります。(詳細については下記の連絡先にお問い合わせください)

■申請期間

申請期間は、毎年4月から翌年3月までとなります。(申請時点から2年1か月までの期間については、さかのぼって申請することもできます)

■申請方法

申請先は、住民登録をしている市(区)町村役場またはお近くの年金事務所へ申請してください。

前年度に承認を受けた人で、次年度も在学予定である場合、4月はじめに再申請の用紙が届きます。引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

■保険料の追納について

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって支払う(追納)ことができます。

きます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル

☎ 0570-051165

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp>

旭川年金事務所

年金の加入手続き、納入相談など

☎ 0166-2515606

税務住民課 戸籍年金係

☎ 4-2511

内線116・117

☆ 4-251103

運転免許証更新時講習 (3月4日から3月18日まで)

駅前交流プラザよろーな

■違反運転者講習(2時間)
3月14日(木)午後7時

■初回更新者講習(2時間)
3月7日(木)午後2時

■一般運転者講習(1時間)
3月7日(木)午後5時30分
3月18日(月)午後2時

■優良運転者講習(30分)
3月7日(木)午後1時
3月14日(木)午後6時
3月18日(月)午後1時

下川交通防犯センター

■優良運転者講習(30分)
3月4日(月)午後1時

皆様から寄付をいただきました。
ありがとうございます。(敬称略)
1月16日~2月15日受領分

・社会福祉協議会に
生前のご交誼に謝して
錦町 加集 賢一(亡母)
幸町 潮田 俊子(亡夫)